

ガイドライン事項の主な論点② (認定等)

- 論点① 認定等の手続.....3
- 論点② 認定等の公表等.....5
- 論点③ 認定等の表示.....7
- 論点④ 認定等の取消し等.....9

認定等

論点① 認定等の手続

認定等の手続

前提・考え方

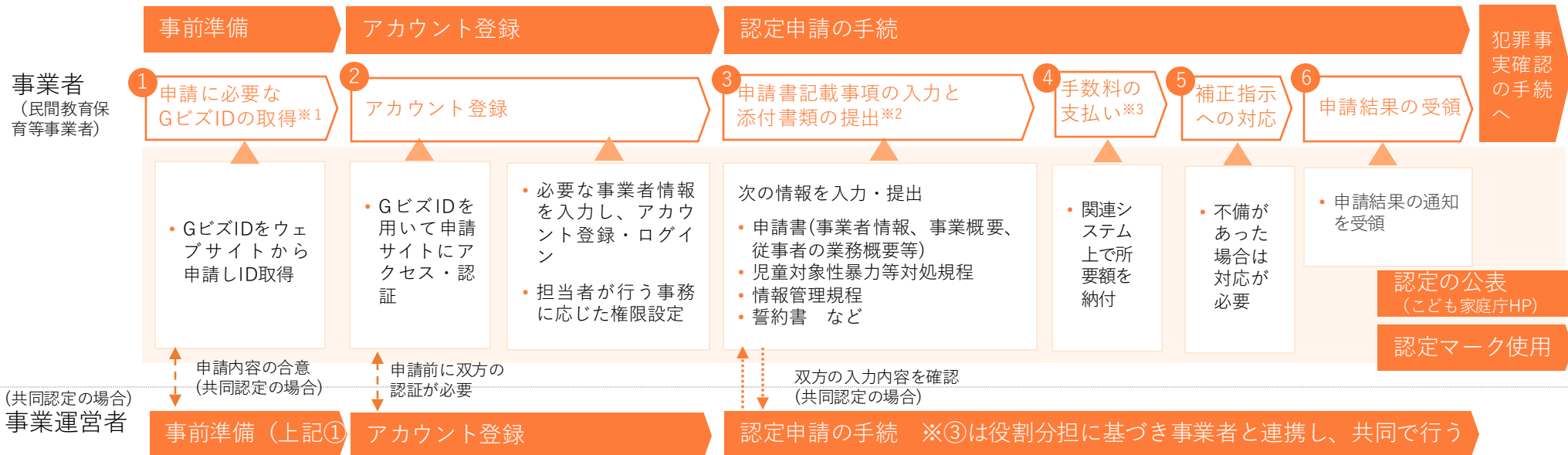
- 法第19条第2項においては、認定は、認定を受けようとする民間教育保育等事業者の申請により行うこととされている。
また、法第21条第2項においては、共同認定は、共同認定を受けようとする民間教育保育等事業者及び事業運営者の共同の申請により行うこととされている。
- 認定等の申請は、こども性暴力防止法関連システムを利用して、オンラインで行うこととなるため、システム機能を含む手続きのフローを示す必要がある。

対応案

- オンライン手続における具体的な認定等の申請フローは、次ページのとおり、ガイドラインにおいて示すこととしてはどうか。

オンライン手続フローの概要 | 認定等

- 認定等の申請は、こども性暴力防止法関連システムを利用して行う。
- 認定後は、こども性暴力防止法関連システム上でアカウントを登録し、犯罪事実確認書の交付申請などを行う。



※1 GビズIDについては、デジタル庁が提供するGビズIDのウェブサイトから取得する。

※2 事業運営者との共同認定を申請する場合は、連携して申請書への記載等を行い、提出内容について双方の最終確認後行う。

※3 国、地方公共団体やこれらによる指定管理・委託等を受ける事業運営者が共同認定を受ける場合については、手数料は不要。共同認定の場合は事業者から支払う。

<留意点等>

- 認定等の申請は、GビズIDを取得することで、GビズIDに登録されている項目を改めて入力することが不要となるよう検討中。また、法人については、ベース・レジストリの登記情報について、改めての入力・資料添付が省略できるよう検討中。
- 複数事業の認定申請を行う場合、重複する情報の入力・資料添付は省略できるよう検討中（事業毎に異なる情報の入力等は必要）。
- ③の申請情報のうち、認定等事業の概要、教育保育等従事者の業務の概要については、選択項目とすることを検討中（公表時のひな形参照）。
- ③の申請情報のうち、児童対象性暴力等対処規程・情報管理規程については、こども家庭庁が示すモデル規程を基に、各事業者の状況に併せて、修正し、アップロードできる仕様とする。

認定等

論点② 認定等の公表等

認定等の公表等

前提・考え方

- 法第22条第1項においては、こども家庭庁は、認定等をしたとき、認定等に関する事項を、インターネットの利用その他の方法により公表することとされている（公表事項は、「中間とりまとめ」（P73～75）に記載済み）。

対応案

- 具体的な公表事項のひな型のイメージについては、次ページのとおりにしてはどうか。
 - ※ 公表事項のうち、「認定等事業の概要」、「教育保育等従事者の業務の概要」については、選択式とする予定。

公表時のひな型 | 認定等

- 法第22条に基づく認定等の公表事項一覧のイメージは、次の表のとおり。

< 認定等の公表事項 >

認定番号	認定日	認定事業者等の氏名又は名称	住所又は所在地	法人の場合は代表者の氏名	民間教育保育等事業の種別（※選択肢）	認定等事業の概要（※選択肢）	事業所の名称	事業所の所在地	教育保育等従事者の業務の概要（※選択肢）	認定時現職者の犯罪事実確認を完了	事業者の異なるフランチャイズ事業者の有無
xxxxxxxxx	R9.1.15	株式会社A	〒xxxxx - xxxx x 〇〇 県〇〇市 〇〇	家庭 太郎	民間教育事業	学習塾	学習塾α 〇〇 駅前校	事業者の所在地と同じ	・講師 ・個別相談員 ・受付業務員	完了/未完了	あり
xxxxxxxxx	R9.2.1	株式会社B	〒xxxxx - xxxx x 〇〇 県××市 △△	家庭 花子	認可外保育事業	企業主導型保育施設	●●保育園A	事業者の所在地と同じ	・保育士 ・調理師 ・看護師	完了/未完了	なし
							●●保育園B	〒xxxxx - xxxx x 〇〇 県◇◇市 ▽▽	・保育士 ・調理師 ・看護師		

- ※ 変更の理由がみついた場合は、変更項目を上書きする。
- ※ 事業廃止及び認定取消しがあった場合は、その旨と日付とともに、別途一覧で公表する。

< 「認定等事業の概要」の選択肢のイメージ >

●民間教育事業

- ・学習塾
 - ・そろばん教室
 - ・外国語会話教室
 - ・教育支援センター
 - ・地域スポーツクラブ
 - ・クラブチーム
 - ・フィットネスクラブ
 - ・スポーツ・健康教授業
 - ・音楽教室
- ・書道教室
 - ・生花教室
 - ・茶道教室
 - ・囲碁・将棋教室
 - ・ダンス教室
 - ・バレエ教室
 - ・プログラミング教室
 - ・科学教室
 - ・絵画教室
- ・自然体験活動
 - ・公民館
 - ・図書館
 - ・民間学童保育
 - ・こども食堂
 - ・知育教室
 - ・幼児教室
 - ・家庭教師
 - ・芸能指導
- ・ガールスカウト /ボーイスカウト
 - ・子ども会
 - ・その他民間教育事業（自由記述）

< 「教育保育等従事者の業務の概要例」の選択肢のイメージ >

●民間教育事業

- ・講師
 - ・指導者
 - ・受付業務員
 - ・事務職員
 - ・相談員
 - ・清掃員
 - ・警備員
- ・運営スタッフ
 - ・送迎バス等の運転手
 - ・その他（自由記述）

論点③ 認定等の表示

認定等の表示

前提・考え方

- 法第23条第1項においては、認定事業者等は、認定等事業に関する広告その他の内閣府令で定めるものに、内閣総理大臣が定める表示（認定マーク）を付することができることとされている。
- 検討会の議論においては、認定事業者等だけでなく、学校設置者等についても、類似の表示を設けることについて、次のような意見があり、「中間とりまとめ」においては、「学校設置者等についても、認定事業者等と同様、対象施設・事業等であることが児童等や保護者等から容易に判別できるような表示について、関係団体等の意見も踏まえて、引き続き検討を行う」こととされた。
 - ・ 児童、保護者等にとっては、学校設置者等についても、認定事業者等と同様、対象施設・事業等であることが一目で判別できるほうが、制度の理解が円滑に進むと考えられる（義務対象事業者・認定対象事業者の別でマークの有無がある意味が分かりづらい）
 - ・ 学校設置者等（例、認可保育所）よりも認定事業者等（例、認可外保育施設）の方が、性暴力等の防止対策を適切に行っている等の誤解が生じる
 - ・ 認定マークを認知した保護者等から、学校設置者等に表示がないことに関して誤解に基づく問い合わせが入る等、現場対応の混乱が心配される
- ただし、法第23条第2項においては、何人も、同条第1項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならないこととされており（罰則あり）、認定事業者等の表示と紛らわしいものとならないよう、留意する必要がある。

論点③ 認定等の表示

認定等の表示

対応案

- 学校設置者等についても、認定事業者等と同様、法の対象施設・事業であることが児童等、保護者等から容易に判別できるような表示（義務マーク）を作成し、付すことができることとしてはどうか。
- この際、学校設置者等と認定事業者等は、同じ法に基づき、性暴力等の防止に関して同等の措置が求められていることや、児童等、保護者等に対するわかりやすさの観点も考慮して、義務マークと認定マークとで、一定の類似性を有するマークとすることとしてはどうか。
- ただし、法第23条第2項の規定（認定マークと紛らわしい表示を付してはならないとの規定）との関係が問題とならないよう、義務マークについては、デザイン自体は認定マークとの類似性を有しつつも、文字を挿入する（「義務」・「認定」等）、色を変更すること等により、それぞれに紛れがなく、はっきりと別物と分かるものとする事としてはどうか。
- また、法第23条第2項の規定との関係について、次のとおり、入念的にガイドラインに示すこととしてはどうか。
 - ・ 義務マークは、認定マークと紛らわしい表示ではないこと
 - ・ 学校設置者等が義務マークを表示した場合でも、法第23条第2項違反とはならないこと
 - ・ 義務マークを、仮に学校設置者等以外の者が付した場合には、行政指導の対象となること
- 加えて、万が一、義務マークを学校設置者以外の事業者が付している場合に、第三者が確認・通報等を行うことができるよう、学校設置者等の一覧を、こども家庭庁のウェブサイトに掲載することとしてはどうか。

論点④ 認定等の取消し等

認定等の取消要件の明確化

前提・考え方

- 法第32条第1項においては、内閣総理大臣は、認定事業者等が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、認定等を取り消すこととしている。
 - ・ 偽りその他不正の手段により認定等を受けたとき
 - ・ 認定等の欠格事由に該当することとなったとき
 - ・ 必要な犯罪事実確認を行っていないとき
 - ・ 内閣総理大臣による基準適合命令又は是正命令に違反したとき
- また、同条第2項においては、内閣総理大臣は、認定事業者等が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、認定等を取り消すことができるとしている。
 - ・ 民間教育保育等事業者又は事業運営者に該当しなくなったとき
 - ・ 認定等事業を行っていないと認めるとき
 - ・ 認定基準に適合しなくなったとき
 - ・ 変更・廃止の届出に係る規定に違反したとき
 - ・ 児童対象性暴力等対処規程を遵守しなかったとき
 - ・ 帳簿の備付け、定期報告の提出に係る規定に違反したとき
 - ・ 犯罪事実確認記録等を適正に管理しなかったとき
 - ・ 犯罪事実確認記録等の不適切な目的外利用又は第三者提供を行ったとき
 - ・ 犯罪事実確認書に記載された情報の漏えい等の報告に係る規定に違反したとき
 - ・ こども家庭庁の報告徴収・立入検査に適切に対応しなかったとき
- これらの条項が適用される具体的事例について明確化する必要がある。

論点④ 認定等の取消し等

認定等の取消要件の明確化

対応案

○ 法第32条に基づく認定取消しの要件について、次のような具体例を、ガイドラインに示すこととしてはどうか。

【具体例①】認定が必ず取り消されるケース（法第32条第1項各号関係）

（偽りその他不正の手段により認定等を受けたとき）

- ・ 認定申請の要件を満たすために、本来事業に携わっていない人物の名義貸しを受けていた

（認定等の欠格事由に該当することとなったとき）

- ・ 異なる事業者で認定取消しを受けた事業の役員が、自らの認定事業者の役員でもあった

（必要な犯罪事実確認を行っていないとき）

- ・ 一部の新規採用者について、犯罪事実確認を行わなかった

（内閣総理大臣による基準適合命令又は是正命令に違反したとき）

- ・ 従事者に対して研修を受講させていないことについて、こども家庭庁からの是正命令に従わず、期限までに改善が図られなかった

論点④ 認定等の取消し等

認定等の取消要件の明確化

対応案（続き）

○ 法第32条に基づく認定取消しの要件について、次のような具体例を、ガイドラインに示すこととしてはどうか（続き）。

【具体例②】内閣総理大臣（こども家庭庁）の判断により認定が取り消され得るケース（法第32条第2項各号関係）

※ 直ちに取消しとなるか否かについては、事案の重大性や悪質性、故意か否か、違反状態の継続期間、過去にも同じ違反状態を繰り返しているか否か等を総合的に勘案した上で判断される。このため、軽微な違反や過失に基づく違反等については、まずは行政指導等が行われる。

（民間教育保育等事業者又は事業運営者に該当しなくなったとき）

- ・ 民間教育保育等事業者又は事業運営者としての定義要件を満たしていない（例えば民間教育事業において、従事者が2名である状態が継続した）にもかかわらず、廃止の届出等を行わなかった

（認定基準に適合しなくなったとき）

- ・ 相談窓口の担当者が退職したにもかかわらず、次の相談窓口の担当者を任命せず、不在の間が継続した。

（児童対象性暴力等対処規程を遵守しなかったとき）

- ・ 児童対象性暴力等対処規程に沿わず、児童対象性暴力等のおそれがあったにもかかわらず、調査等を行わなかった

（犯罪事実確認記録等の不適切な目的外利用又は第三者提供を行ったとき）

- ・ 法に定める例外（刑事手続・捜査への協力等）ではない形で、犯罪事実確認書を第三者に提供した

（犯罪事実確認書に記載された情報の漏えい等の報告に係る規定に違反したとき）

- ・ 犯罪事実確認書に記載された情報が漏えいしたにもかかわらず、適切な報告を行わなかった

（こども家庭庁の報告徴収・立入検査に適切に対応しなかったとき）

- ・ こども家庭庁の求めに対し、虚偽の報告や資料提出を行っていた